



福島医発第2824号
平成29年1月11日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

デュロキセチン塩酸塩製剤の使用に当たっての留意事項について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長及び同局安全対策課長より日本医師会を通じて別添のとおり通知がありました。

デュロキセチン塩酸塩製剤（販売名：サインバルタカプセル20mg及び同30mg）については、先般、「慢性腰痛症に伴う疼痛」を効能又は効果として承認されたことに伴い、本剤が自殺念慮、自殺企図、敵意、攻撃性等の精神神経系の重篤な副作用が発現するリスクがあることから、その適正使用についての周知依頼文書を平成28年4月11日付（福島医発第98号(地)）にてお送りしました。

本通知は、今般、本剤が「変形性関節症に伴う疼痛」に掛かる効能を新たに承認したことを踏まえてのものであります。具体的には、最新の診断基準を参考に変形性関節症と診断され、3か月以上疼痛を有する患者にのみ、精神症状の発現リスクを考慮しつつ、本剤の投与の適否を慎重に判断することや、本剤を漫然と投与しないこと等とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 吉武靖博
会長 白石恒明

日医発第 1057 号 (地 I 261)

平成 28 年 12 月 28 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横倉



デュロキセチン塩酸塩製剤の使用に当たっての留意事項について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長及び同局安全対策課長より各都道府県衛生主管部(局)長等宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

デュロキセチン塩酸塩製剤(販売名:サインバルタカプセル 20mg 及び同 30mg)については、先般、「慢性腰痛症に伴う疼痛」を効能又は効果として承認されたことに伴い、本剤が自殺念慮、自殺企図、敵意、攻撃性等の精神神経系の重篤な副作用が発現するリスクがあることから、その適正使用についての周知依頼文書を平成 28 年 3 月 30 日付(日医発第 1208 号(地 I 324))にてお送りしました。

本通知は、今般、本剤が「変形性関節症に伴う疼痛」に掛かる効能を新たに承認したことを踏まえてのものであります。具体的には、最新の診断基準を参考に変形性関節症と診断され、3 か月以上疼痛を有する患者にのみ、精神症状の発現リスクを考慮しつつ、本剤の投与の適否を慎重に判断することや、本剤を漫然と投与しないこと等とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

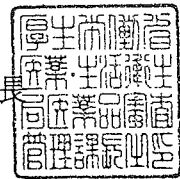
各医師会通知



薬生薬審発 1219 第 3 号
薬生安発 1219 第 5 号
平成 28 年 12 月 19 日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長



厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長



デュロキシチン塩酸塩製剤の使用に当たっての留意事項について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）長宛て通知を発出しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いします。

薬生薬審発 1219 第 1 号
薬生安発 1219 第 3 号
平成 28 年 12 月 19 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長
(公 印 省 略)

デュロキシセチン塩酸塩製剤の使用に当たっての留意事項について

デュロキシセチン塩酸塩製剤（販売名：サインバルタカプセル 20mg 及び同カプセル 30mg。以下「本剤」という。）は、自殺念慮、自殺企図、敵意、攻撃性等の精神神経系の重篤な副作用が発現するリスクがあることが知られています。そのため、本年 3 月の「慢性腰痛症に伴う疼痛」に係る効能の承認時には、「デュロキシセチン塩酸塩製剤の使用に当たっての留意事項について」（平成 28 年 3 月 18 日付け薬生審査発 0318 第 2 号、薬生安発 0318 第 1 号）を発出し、適正使用をお願いしてきたところです。

本日、「変形性関節症に伴う疼痛」に係る効能を承認したことを踏まえ、変形性関節症に伴う疼痛に本剤を使用する際にも、慢性腰痛症に伴う疼痛に使用する際と同様に、引き続き、特に下記の点について留意されるよう、貴管下の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。

記

- (1) 本剤の効能又は効果は以下のとおりであるので、本剤の適正使用に関して特段の留意をお願いすること。なお、その他の使用上の注意については、添付文書を参照されたいこと。

【効能・効果】

○うつ病・うつ状態

○下記疾患に伴う疼痛

糖尿病性神経障害

線維筋痛症

慢性腰痛症

変形性関節症

< 効能・効果に関連する使用上の注意 >

1. 抗うつ剤の投与により、24 歳以下の患者で、自殺念慮、自殺企図のリスクが増加するとの報告があるため、本剤の投与にあたっては、リスクとベネフィットを考慮すること。
[「その他の注意」の項参照]
2. 海外で実施された 7～17 歳の大うつ病性障害患者を対象としたプラセボ対照臨床試験において有効性が確認できなかったとの報告がある。本剤を 18 歳未満の大うつ病性障害患者に投与する際には適応を慎重に検討すること。
[「小児等への投与」の項参照]
3. 線維筋痛症の診断は、米国リウマチ学会の分類（診断）基準等の国際的な基準に基づき慎重に実施し、確定診断された場合にのみ投与すること。
4. 慢性腰痛症に伴う疼痛又は変形性関節症に伴う疼痛に用いる場合、最新の診断基準を参考に慢性腰痛症又は変形性関節症と診断された患者にのみ、本剤の投与を考慮すること。
5. 変形性関節症に伴う疼痛に用いる場合、3 ヶ月以上疼痛を有する患者にのみ、本剤の投与を考慮すること。
6. 疼痛に対して本剤を投与する場合は、自殺念慮、自殺企図、敵意、攻撃性等の精神症状の発現リスクを考慮し、本剤の投与の適否を慎重に判断すること。

（下線部追加）

- （2）変形性関節症に伴う疼痛に対する本剤による治療は対症療法であることから、本剤を漫然と投与しないこと。

< 重要な基本的注意 >

- （10）慢性腰痛症に伴う疼痛、変形性関節症に伴う疼痛の場合
本剤による治療は原因療法ではなく対症療法であることから、

疼痛の原因があればその治療を併せて行い、薬物療法以外の療法も考慮すること。また、患者の状態を十分に観察し、本剤を漫然と投与しないこと。

(下線部追加)

- (3) 変形性関節症に伴う疼痛に係る本剤の適正使用情報の周知方法の基本は別添のとおりであり、その概要は以下のとおりであること。
- ① 製造販売業者は、変形性関節症に伴う疼痛に対して本剤を処方するすべての医師を対象に適正使用情報の周知を行う。
 - ② 製造販売業者は、精神科医（心療内科医を含む。）、医療機関及び薬局の薬剤師に対しても、情報提供を行う。
 - ③ 処方医は、安全対策の主旨を理解した上で処方を開始する。
 - ④ 製造販売業者は、精神科医（心療内科医を含む。）に、変形性関節症に伴う疼痛での処方医からの相談に対応していただけるよう協力を依頼する。

(別添)

